

# 地方からの提案個票

＜各府省第2次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
40	国立公園の集団施設地区において保養所等を公園事業(宿舎)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	1～3
2	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	4～7
46	教員免許に係る制度の見直し	8～14
18	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し	15～17
34	産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物及び処理施設の拡大	18～28
47	旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金を私人へ委託可能とする見直し	29～31
22	重度訪問介護の訪問先の見直し	32～34



## 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

166

提案区分

A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

## 提案事項(事項名)

国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舍)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲

## 提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

国立公園の集団施設地区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舍)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。

## 具体的な支障事例

## 【現状】

企業保養所等が公園事業(宿舍)として認められる具体的な要件(利用資格、利用料金、予約時期等)が示されていないため、予見性が低く、企業保養所等における利活用に向けた建て替え等の意欲が削がれるなど、民間投資が促進されていない。

## 【支障事例】

瀬戸内海国立公園六甲地域は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、企業保養所等が相次いで閉鎖している。このため、兵庫県は六甲山再生委員会を設置して、民間資本の誘導による六甲山の活性化を検討している。瀬戸内海国立公園六甲地域公園計画の見直しによって、摩耶山地区(15.5ha)と六甲山地区(430ha)が、公園利用施設として認められる施設(宿泊施設、休憩所等)の面的整備が可能となる集団施設地区に設定される見込みである。集団施設地区内では建築面積、高さなどの規制基準が弾力的に運用されるため、公園利用施設として認められる施設の新築や改修等の整備について、民間投資の促進が期待できる。しかし、公園事業(宿舍)として国が認める具体的な要件が示されていないため、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等については、事業者が予見性を欠き新築や改修等を躊躇することとなる。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

六甲山は別荘・企業保養所の適地として発展してきた歴史があり、施設の一部を一般利用する企業保養所等を公園事業(宿舍)として執行するための認可権限が付与されることで、地域に精通した都道府県知事が具体的な認可基準を明示することが可能になり、予見性が高まるとともに保養所活用の選択肢が増え、国立公園の利用促進につながる。

## 根拠法令等

自然公園法第10条第3項  
国立公園事業取扱要領第10 1 (7)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

国立公園事業は原則として国が執行するもので、民間事業者等は環境大臣の認可等を受けて国立公園事業の一部を執行することができることとされており（自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条）、「国立公園事業取扱要領」（平成23年11月30日付環自国発第111130004号自然環境局長通知）（以下「取扱要領」という。）において認可等の審査基準が定められている。

国立公園事業は社会公共の福祉のため、原則として国自らが行ういわゆる「公企業」とされており、国又は公共団体以外の者は環境大臣の認可により、その公企業の一部の特許を付与されるという性質に鑑み、認可等の審査基準において「利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと」という基準を定めている。

一方で、近年、宿泊施設の経営手法が多様化しており、特定の団体又は構成員の優先的な利用を一部確保しつつ、一般にも利用機会が提供されるような宿泊施設の形態がみられている。

環境省としては平成30年5月から有識者や民間事業者からなる「国立公園の宿泊事業のあり方に関する検討会」を3回開催し、上述のような多様化する経営手法への対応について検討を実施し、課題と今後の検討事項の整理を行った。

ご提案のあった企業保養所等を公園事業として位置づける要件については、上述の検討会で示された「公園事業に求められる公益性・公平性が確保できるかどうか」といった検討事項について、更なる検証を行わなければ明確化することは難しいことから、今年度以降ケーススタディを実施する等により、引き続き検討を進める予定。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

環境省では、国立公園の宿泊事業のあり方について、環境省の考えを整理した上で具体的な対応策を示すことを目的として「国立公園の宿泊事業のあり方に関する検討会」が開催されている。その第3回検討会では、「国立公園の宿泊事業のあり方について（案）」の中で「一般利用者が通常ホテルと一定程度同様に使用できる分譲型ホテルを公園事業として認可を想定した場合に、オーナー等と一般利用者間で利用格差が生じることから、公園事業としての公益性・公平性を確保するために、どの程度オーナー等の優先利用を制限することが適当か検討する必要がある」と示された。

また、国におかれては、2020年に国立公園への外国人来訪者1000万人の目標達成を目指しておられ、その実現には外国人向けの宿泊事業の充実等が不可欠であると考えている。本県においても、六甲山の再活性化を目指し今年3月に設置した国、県、市等で構成する六甲山再生委員会において、公園計画の改定後、公園管理運営計画の見直しを検討し、スピード感を持って国立公園の賑わいづくりの道筋をつけていきたいと考えている。特に、六甲山の更なる利用を図るため、公園計画の改定で新たに設定される集団施設地区において、国立公園の宿泊事業を展開することに興味をもたれている事業者の予見可能性を高めていく必要があると考えている。

このため、企業保養所等を公園事業として位置づける要件を平成30年度中に明確に示していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

多くの自治体から、自然公園の施設設置等に関する規制に係る支障が生じているとの意見が出されている。このため、提案の早期実現を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 企業保養所等を公園事業（宿泊）に位置づけるための要件の明確化に向けて、早期に結論が出るよう、今

後の作業工程等を記したロードマップを示すべきではないか。

○ 当該要件については、民間投資の促進のため企業等が予見性をもって参入検討ができるよう具体的・客観的なものとするとともに、都道府県が地域性を踏まえた柔軟・弾力的な判断を阻害しないよう参酌基準として示すべきではないか。

○ また、提案団体からは当該要件を30年度中に提示されることを希望しており、都道府県や民間事業者が早期に検討に入れるよう、結論を出す時期を可能な限り前倒しすべきと考えるが、目途はどれぐらいか。

#### 各府省からの第2次回答

貴見のとおり、環境省が開催した「国立公園の宿舎事業のあり方に関する検討会」のとりまとめとして公表した「国立公園の宿舎事業のあり方について」において、一般の利用者が通常のホテルと一定程度同様に使用できる分譲型ホテルについて公園事業としての認可を想定した場合、オーナー等による優先利用が生じることから、「公園事業の前提となる公益性・公平性を確保するためにどの程度オーナーの優先利用を制限することが適当か検討する必要がある」と示したところ。

企業保養所の施設の一部を一般利用に供する場合についても、同様の検討が必要であり、以下の手順により、2019年度前半には明確化を図る基準を示すこととしたい。

○国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査：6ヵ月

○有識者ヒアリング：2ヵ月

○明確化を図る基準の検討、調整、施行：3ヵ月

○中央環境審議会への報告（例年7～8月頃開催）